第１０号の４様式記載要領

１　この請求書は、法人の市町村民税について、法第２０条の９の３第１項若しくは第２項又は第３２１条の８の２の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、市町村民税の法人税割の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

３　この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の市町村長に１通提出すること。

４　「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第１５項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

５　「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。なお、令和４年１２月３１日以後に終了する事業年度について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」の欄については、記載を要しない。

６　「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第３２１条の８の２又は令和２年旧法第３２１条の８の２の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第７条第１項又は令和２年所得税法等改正法第１８条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第７条第１項に規定する合意に基づく国税通則法第２４条又は第２６条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。